

平成29年2月27日

北見市長 辻 直孝 様

北見市男女共同参画審議会  
会長 渡辺 美知子

第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について（中間答申）

記

平成28年7月6日付け28北市生第9号をもって諮問された第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について、別紙のとおり意見を述べる。

また、本中間答申を踏まえ、第2次北見市男女共同参画基本計画の案を作成するよう要請する。

「第2次北見市男女共同参画基本計画の  
策定について」（中間答申）

平成29年2月27日

北見市男女共同参画審議会

## 中間答申にあたって

北見市は、平成20年2月に策定した男女共同参画基本計画「あなたとわたし ともに生きる21世紀—男女共同参画プランきたみ—」に基づき、市の男女共同参画に関連する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。現行プランの計画期間は10年間であり、平成29年度で最終年度を迎えることから、急速に進行する少子高齢化や社会情勢の変化を踏まえた見直しを行い、第2次北見市男女共同参画基本計画を策定する必要があります。また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、本計画の一部を同法に基づく推進計画として位置づける必要があります。

北見市男女共同参画審議会は、平成28年7月6日に「第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について」市長より諮問を受けました。同日から審議会を5回開催し、市の現状と課題、進めていく主な取り組みなどについて、多岐にわたる意見交換と審議を重ねてまいりました。

市が目指す姿「あなたとわたし ともに活躍できるまち きたみ」を実現するための第2次基本計画を策定するために、現段階での取りまとめを中間答申として報告いたします。市におかれては、これまでの審議等を踏まえて「第2次北見市男女共同参画基本計画（案）」を作成いただき、当審議会ではこの案に基づき、来年の最終答申に向けてさらに審議を重ねてまいります。

北見市男女共同参画審議会  
会長 渡辺 美知子

## 中間答申

### ○「策定の趣旨」と5つの重点課題

第2次北見市男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」という。）は、北見市男女共同参画を推進するための条例（以下「条例」という。）に基づき、北見市長が定めるものであって（条例第16条）、本市における男女共同参画の推進に関する行政上の指針となるべきものである。第2次基本計画は、市民、市内企業・事業者、各種民間団体等が理解しやすく、ともに推進していく体制を確立することを目指すとともに、実効性がある内容でなくてはならない。

今回策定する第2次基本計画の一部を、平成27年9月に制定された女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づけるものとし、第2次基本計画は、男女共同参画プランきたみ（以下「プラン」という。）及び条例に基づき策定し、加えて国や道の動き、社会情勢の変化等に対応し、新たに次の5つの重点課題（基本目標）を設定するものとする。

- (1) あらゆる分野における男女共同参画の推進  
（条例第5条、第6条、プランの基本目標Ⅰ及び基本目標Ⅲに対応）
- (2) 仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援  
（条例第7条、プランの基本目標Ⅱに対応）
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり  
（条例第5条、第9条、プランの基本目標Ⅴに対応）
- (4) 男女がともに安心して暮らせるまちづくり  
（条例第3条、第4条、第8条、プランの基本目標Ⅳに対応）
- (5) 推進体制の確立  
（条例第23条に対応）

以下、それぞれの重点課題について、施策の基本的な考え方と審議会からの主な意見を述べる。

## 重点課題Ⅰ 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」

### (1) 施策の基本的な考え方

男女共同参画社会を実現するためには、男女が性別や年齢にかかわらず、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における様々な活動に、対等な立場で共同に参画することが必要である。ここでは、市の政策・方針決定の場のみならず、あらゆる分野における参画機会を確保するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をさらに推進し、様々な状況において女性の視点や意見を反映させる必要がある（条例第5条、第6条）。市の審議会等委員に占める女性委員の登用、市職員における女性管理職の登用における目標値については、まずは公務職場である市が率先してこのような取り組みを進め、目標の達成に向けて積極的に努めていただきたい。

### (2) 審議会からの主な意見

- 市職員に占める女性管理職の登用率などは、市が変わっていかないと何も変わっていかないのでは、数値目標の達成に向けて、まず市が模範となるように率先して取り組むべきである。
- 女性管理職の登用率向上は、家事・育児・介護等の問題が必ず関わってくるので、国の問題と考えるべきである。
- 男女別の目標値は、採用等の段階から関わってくるので、数字だけではないことに留意すべきである。
- PTA活動は男性よりも女性の方が多いが、PTA会長は男性が多いこともあり、その両面が表現された記述をすべきである。
- 農山漁村では、女性も出資金を出して組合員になろうという運動を進めているが、方針決定の場において女性も自分の意見を述べるためには、女性のための勉強会等も必要である。

## 重点課題Ⅱ 「仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援」

### (1) 施策の基本的な考え方

男女が家族の一員として、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、学校・職場・地域などの活動を両立できるように、「仕事と生活の調和」＝ワーク・ライフ・バランス（※）の推進が必要である（条例第7条）。女性活躍推進法の施行により、民間企業においても、男女がともに働きやすく、女性が活躍しやすい職場環境を作るために、長時間労働や従来男性中心型の働き方の見直しが求められている。

また、民間企業等における女性の管理職登用などを進めるためには、家庭の中における男女の役割を意識的に平等にし、家庭生活への男性の積極的な参画や男性の育児休業や介護休業の取得を進めることで、男性も女性も「ともに働き、ともに育てる社会」を目指していただきたい。

### (2) 審議会からの主な意見

- 民間企業に勤務している女性も、離職せずに子育てをしながら働き続けられる社会づくりが重要となる。
- 男の人も女の人も自分が楽しいと思えるような仕事をしていけるような、社会全体になっていくことが必要である。
- 男性の育児休業の取得について議論を行えるようになったのは、結果として取得者がいなくても、社会の中に浸透していくこと自体が良い意識の変化であり、男性が育児休業を取得することについての意識を徐々に変えていくべきである。
- 育児休業への代替要員の確保などが可能となるような雇用管理、残業時間の減少などに有効となる職場における働き方の改革や、男女がともに一生働き続けられる職場づくりが必要である。
- 企業において、従業員が男女ともに働きやすい職場環境づくりに向けた働き方の見直しや育児・介護休業制度の取得等ワーク・ライフ・バランスの推進について、中小企業経営者が参考にできるような事例集、ガイド集の配布等による情報提供を行ってほしい。

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことをいい、働く全ての人たちが、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいう。

## 重点課題Ⅲ 「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」

### (1) 施策の基本的な考え方

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが、お互いの人格、個性、能力、価値観を理解し、認め合い、尊重し合う意識づくりが必要であり、これを阻む要因の1つに、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識があることから、この意識の是正のために、社会制度又は慣行について配慮しなければならない(条例第5条)。一人ひとりの男女共同参画への理解の促進が不可欠であることから、積極的な広報・啓発活動を展開し、家庭や学校教育、社会教育その他の教育の分野において必要な考え方を周知する必要がある。特に、家庭の中で両親の言動、行動を見て子どもが育つため、身近な家庭や地域の中、子ども、若年層の頃からの積極的な意識の啓発が重要であり、このような積み重ねで社会全体の意識の改革を目指していただきたい。

### (2) 審議会からの主な意見

- 最も身近な家庭の中や、自分の周りから男女共同参画の意識を変えていくことが必要である。
- 子どもは家庭の中でまず両親の言葉や行動を見て育つので、子どもの頃からの「教育」というところで、人権尊重、男女平等の意識を根付かせていくことが重要である。
- 男女平等意識の醸成は、学校や家庭における「教育」に基づくものであることから、長期的な意識改革が必要である。
- 小・中学校の義務教育では、男女の差なく平等な教育を受けており、そのような意識も育っていると考えるが、一部考え方が変わる生徒も若干名いるので、中学生・高校生などの若年層に向けたデートDV講座等も必要である。
- そもそも「男女共同参画」という言葉がまだあまり認知されていないので、わかりやすく噛み砕いて啓発を行っていく必要がある。
- 「女の方は、結婚して子どもを産んで家庭の中にいるべき」という、固定的な性別役割分担意識を是正し、「女性も会社で一生働き続けることができるのは当たり前」という意識を子どもの頃から持たせることが必要である。
- 学校では、中立性をもって「どんな社会を作っていくか」という考えを自分で決められる生徒を育てることが大事という意識で教育を行っており、そのような積み重ねが必要である。

## 重点課題Ⅳ 「男女がともに安心して暮らせるまちづくり」

### (1) 施策の基本的な考え方

男性も女性も、生涯にわたって心身ともに健康で、自分らしく、豊かに暮らしていく男女共同参画社会を実現するためには、男女が等しく個人としての人権が尊重されることが大前提である（条例第3条）。

特に、人権を侵害し、男女共同参画を阻害するDV（ドメスティックバイオレンス）については、近年、身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力等による被害相談や男性からの相談も増えており、男女ともにあらゆる形態の暴力の根絶や人権侵害の根絶に努める必要がある（条例第4条）。

また、妊娠・出産は、女性だけに備えられている母性機能であり、性と生殖に関する健康と権利が尊重され、女性が安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりが必要である（条例第8条）。

また、高齢者や障がい者、性同一性障がいやその他多様な性のあり方や人権が尊重され、男女がともに、心豊かに安心していきいきと暮らすことができる、「未来に希望を持てるまちづくり」を目指していただきたい。

### (2) 審議会からの主な意見

- DVは身体的暴力だけではなく、言葉や態度で相手を傷つける精神的な暴力が増えてきているので、あらゆる暴力の根絶に向けた対策が必要である。
- DVなどの家庭内暴力は、女性に向けたものだけでなく、身体的暴力も含め、女性から男性に対する暴力も実際に増えていることから、男性女性ともに暴力をなくし、誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要である。
- 学校教育現場でも配慮しているところだが、性同一性障がいの人に対して、本人の気持ちを傷つけることなく、個人攻撃にならないような社会を目指すべきである。



## 重点課題Ⅴ 「推進体制の確立」

### (1) 施策の基本的な考え方

男女共同参画社会の実現に向けた市の各施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画の進捗状況を検証管理する庁内の現行推進体制を継続するとともに、計画をより一層推進していくために、市単独ではなく、市民、事業者、民間団体等と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組む必要がある（条例第23条）。このような男女共同参画を推進する連携による体制づくりを目指していただきたい。

### (2) 審議会からの主な意見

- 民間企業、教職員、主婦、男性などあらゆる機関や団体のあらゆる市民の人々がたくさん集まり、まずは「男女共同参画」について学習する機会を作り、その積み重ねから始めていくことが必要。
- ホームページや市広報だけでなく、「男女共同参画」について、堅苦しくない話し合いの場所、勉強会が必要。
- 一般市民の方が気軽に足を運んで関連の図書やビデオなどを閲覧できる、男女共同参画についての無料スペースがあると良い。

## 【北見市男女共同参画審議会の開催経過】

- 第1回審議会 平成28年7月6日  
委嘱状の交付  
会長、副会長の選出  
第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について
- 第2回審議会 平成28年11月21日  
第2次男女共同参画基本計画の枠組みについて  
第2次男女共同参画基本計画骨子（たたき台）について
- 第3回審議会 平成28年12月21日  
第2次男女共同参画基本計画骨子案について
- 第4回審議会 平成29年2月1日  
第2次男女共同参画基本計画骨子案への意見交換について
- 第5回審議会 平成29年2月22日  
第2次男女共同参画基本計画の中間答申案について

## 北見市男女共同参画審議会

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
奥山 るみ子	北見市立小中学校長会 教育関係者	
海田 有一	公益社団法人 北見地方法人会	副会長
鹿又 百合子	公募委員	
河田 大輔	きたみらい農業協同組合 農業関係者	
菅原 征子	端野自治区推薦	
鶴巻 寿子	北見自治区推薦	
藤井 紀一	北見商工会議所 事業所関係者	
古田 亜由美	留辺蘂自治区推薦	
松井 映美子	公募委員	
松平 斉之	常呂自治区推薦	
山本 憲志	日本赤十字北海道看護大学 学識経験者	
渡辺 美知子	国立大学法人 北見工業大学 学識経験者	会 長

(五十音順・敬称略)